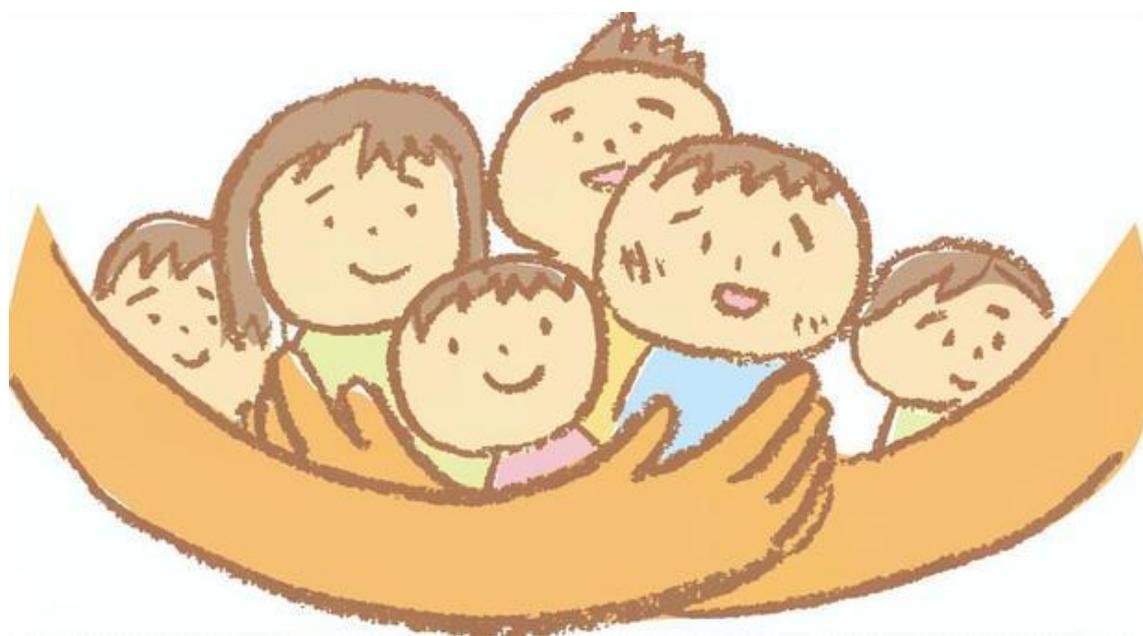


虐待の発生・再発防止のための指針



児童発達・放課後等デイサービス風の谷

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方



児童発達・放課後デイサービス風の谷(以下「事業所」という)は、児童虐待防止法の理念に基づき、児童の権利利益の擁護に資することを目的に、児童虐待の防止とともに児童虐待の未然防止・早期発見及び迅速かつ適切な対応を行います。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発の確実な防止策にするための対策を検討する「虐待防止検討委員会」を設置する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成

- ア. 管理者(※虐待防止担当者を兼務する)
 - イ. 計画作成担当者
 - ウ. 児童指導員
 - エ. その他管理者が必要と認める者(外部の専門家等)
- ※ 虐待防止担当者

管理者は児童指導員の中から専任の感染対策担当者を指名する。

感染対策担当者は、事業所における虐待を防止するための体制として、

委員会の運営、指針の整備及び職員研修を実施する。

(3) 虐待防止検討委員会の検討項目

虐待防止委員会は、定期的(年2回)に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する虐待の防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底するため、以下の通り実施する。

(1)新規採用者に対する研修

新規採用時に、虐待防止の基礎に関する教育を行う。

(2)全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に虐待防止委員会が作成する教材を用いた定期的な研修(年2回)を実施する。

(3)記録の保管

研修の実施内容については記録し2年間保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村へ通報(報告)するとともに再発防止に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが明らかになった場合には、厳正に対処いたします。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項



(1)利用者・家族、職員から虐待の相談を受けた職員は、管理者へ報告します。

(2)管理者は、虐待を行っている(行った)職員やその他の職員への聞き取りを行い、虐待の事実を整理します。なお、必要に応じ利用者・家族への事実確認を行います。

(3)虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、再発防止策を検討します。また、虐待の事実が確認されない場合でも、虐待と疑われたことは事実であり、虐待の未然防止のためにも防止策を検討します。

(3)虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、今後の対応を職員に周知徹底します。

(4)市区町村への通報(報告)は、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いあり」と判断した段階で行います。

6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情相談については、苦情相談受付担当者は、寄せられた内容について管理者に報

告します。管理者は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、不利益が生じないようにします。
5項「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」により適切に対応します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者・家族は、本指針を事務所備え付けのファイルで閲覧することができます。

8. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3項に定める研修のほか、外部の虐待防止に関する研修にも参画し、研鑽に努めます。

障がい者(児)虐待とは

◎障がい者(児)虐待とは次の3つをいう

★養護者による虐待

・障がい者(児)の生活を養護する保護者・親族・同居人等による虐待

★障がい者(児)福祉施設従事者等による虐待

・障がい者(児)が利用する福祉施設・福祉サービス等の従業員等による虐待

★使用者による虐待

・障がい者(児)を雇用する者等(事業者)による虐待



1. 養護者による虐待

・障がい者(児)の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

・わいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること

・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による「わいせつ・暴力・減食等の行為の放置」又その行為を黙認する事。その他の養護者としての監護を著しく怠ること

・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する家庭における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は同居人による暴力、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える言動を行うこと

・養護者又は障がい者(児)の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること

・その他当該障がい者(児)から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること

2. 養護者による虐待(具体的例)

・兄弟、姉妹と違う食事(偏食除く)の提供および食事の量を減らし成長の妨げになる行為を行

う

・身体に沿わない衣服(あきらかに小さい服、破れた服など)の提供し心理的苦痛を与える行為を行う・放置(一人だけ電気も付いていない家の中に置き、他の家族だけで食事や買い物に行く行為を行う)

・暴力行為(食事が遅い・言うことを聞かない)などを理由に殴る、蹴るという行為を行う

・暴言(産むんじゃなかった・死んだらいいのに)などの精神的苦痛を与える行為を行う

★養護者の負担の軽減を図るための支援として

・家庭の中で発生する障がい者(児)虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足していて適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。

・このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が関わり、養護者の介護負担の軽減のための相談、指導及び助言などの支援を行ってもらうことができます。

・例えば、障がい者(児)福祉施設の短期入所(ショートステイ)や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図る支援を行ってもらうことができます。

3. 障がい者(児)福祉施設従事者による虐待

・障がい者(児)の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
正当な理由なく障がい者(児)の身体を拘束すること(本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く)

・障がい者(児)にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること

・障がい者(児)に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

・障がい者(児)を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること

・当該障がい者福祉施設を利用する他の障がい者又は当該障がい福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること

・その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

・障がい者(児)の財産(家屋・資産等)を不当に処分すること

・その他障がい者から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること

・障がい者(児)福祉施設の設置者又は障がい福祉サービス事業等を行う者は、障がい者福祉施設従事者等の研修(人権・虐待防止)の実施を行うものとする。

・当該障がい者福祉施設を利用、当該障がい福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者(利用する人)及びその家族からの苦情の処理の体制の整備(苦情窓口の開設等)を行うものとする。

・その他の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする

虐待に値する行為とは

◎自分がされたら嫌なことを障がい児にしては
ない。常に相手の立場で適切な支援を心がけま
う

★障がい者虐待の類型は、次の5つ(具体的要
虐待を行う主体ごとに微妙に異なる)

1. 身体的虐待

※障がい者(児)の身体に外傷が生じ、若しくは
るおそれのある暴行を加え、又は正当な理由な
害児の身体を拘束すること

【具体的な例】

- ・つねる・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける等の行為で打撲させる
- ・たばこを押しつける等の行為で火傷をさせる
- ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する・ミトンやつなぎ服を着せる・部屋に閉じ込める・施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)
- ・熱湯を飲ませる・無理やり食べられないものを食べさせる・食事を与えない
- ・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る

2. 放棄・放置

※障がい者(児)を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等により養護を著しく怠る
こと

【具体的な例】

- ・自己決定と言って放置する
- ・話しかけられても無視する
- ・失禁をしても衣服を取り替えない
- ・不注意によりけがをさせる。食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・排泄の介助をしない
- ・髪や爪が伸び放題
- ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ・同居人や関係者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する



いけ
しよ
件は、
生じ
く障

3. 心理的虐待

※障がい者(児)に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

【具体的な例】

- ・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す
- ・他の障がい児と差別的な取り扱いをする
- ・「バカ」「あほ」等障がい者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う
- ・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
- ・汚い言葉で障がい者(児)を呼ぶ(さん、くん、ちゃんなど必ず付けましょう)

4. 性的虐待

※障がい者(児)にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること

【具体的な例】

- ・性交・性的暴力・性的行為の強要
- ・性器や性交・性的雑誌やビデオを見るように強いる
- ・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

5. 経済的虐待

※障がい者(児)の財産を不当に処分すること、そのほか障がい者(児)から不当に財産上の利益を得ること

【具体的な例】

- ・障がい者(児)の同意を得ない年金等を流用など財産の不当な処分
 - ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
 - ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる
 - ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
 - ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- 虐待を未然に防ぐ心構え

令和6年7月1日 作成